

いじめ防止等対策の取り組みについて

仙台高等専門学校(広瀬)

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の間で共通理解を図り、いじめの認知が確実にされるよう意識啓発を行った。	学内教職員研修会(9/14)ははじめ諸会議等の機会を通じて意識啓発を行った。	引き続き学内教職員研修会等の機会を通じて意識啓発を実施する。	-
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめや疑い事例についてはメール等を通じて関係教職員と随時情報共有を図り、即時対応する体制を整えている。	引き続き定期的に委員会を開催するとともに随時情報共有する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	9/14(火)「教員対象いじめ防止のための研修会」実施。	教職員対象の研修会において、グループワークを実施するなど、より自分ごととして考える工夫をした。	令和4年8月実施
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	各キャンパス「いじめ防止対策委員会」、及び両キャンパス合同「いじめ防止対策会議」の規則を定め、教職員にも周知している。	引き続き諸会議等の機会を通じ周知する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	「学校いじめ防止プログラム」と年間スケジュールを定め、本校ホームページで公開するとともに、諸会議等を通じて教職員へ周知している。	引き続き公開と周知を続ける。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任や部活動顧問等から学年主任や学生相談室へ相談できる体制を整えており、内いじめに関する案件は「いじめ防止対策委員会」にて情報を集約している。	担任会議および研修会にて周知した。	令和4年4月実施 令和4年8月実施
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定し、委員会の役割も定め、本校ホームページで公開するとともに、諸会議等を通じて教職員へ周知している。	引き続き公開と周知を続ける。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定、「いじめ防止対策委員会」に情報を集約し、関係教職員のみで共有できる体制を整えている。	引き続き関係教職員で共有する。	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	対策委員会および対策会議にて報告、議論や審議を行い、R4年度の実施計画に反映させている。	年度末に点検を実施し、反映することとしている。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	4回実施。また1,2年生に対しては、アンケートに加えて、カウンセラーによる心理講話を通じてより広く対応した。	いじめ防止対策会議にて、アンケート項目について検討し、「いじめ以外で相談したいこと」を追加した。アンケート項目等について改めて検討する。	令和4年6月実施 令和5年2月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	委員会にてカウンセラーも構成員として役割を担って頂いており、情報は関係教職員のみで共有できるようにしている。	委員会にスクールソーシャルワーカーを構成員に加える。	令和4年4月実施
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	カウンセラーによる心理教室・講話等で実施している。	引き続き心理教室・講話等を実施する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	カウンセラーによる心理教室・講話等や、弁護士による講話等を実施。	アンケートの際に「いじめの定義」について説明した。	令和4年6月実施
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	学生のいじめを許さない意識の醸成には努めているものの、学生の主体的な活動には至っていない。	心理教育プログラム内において、加害者や被害者だけでなく傍観者にならないよう意識を涵養し、自発的・主体的に行動しようとする教育を実施した。学生主体の活動について委員会等で引き続き検討する。	令和4年7月実施
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPでいじめ防止基本計画を周知。保護者代表が委員のいじめ対策会議で取組状況を周知。	引き続きHPや会議で周知する。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	事例はないが「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定。	引き続きマニュアルに従って取り組む。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議で学生相談室の紹介は行ったが、いじめ防止プログラムの説明は行っておらず、連携・協力を求めるまでには至っていない。	運営諮問会議において、いじめ防止対策について説明する。	令和5年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	地元警察の担当係と情報交換できる体制を整えている。	危機管理体制について担任会議で確認した。	令和4年4月実施